

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	南相木村生活応援商品券(第4弾)交付事業	①物価高騰により影響を受けている74歳以下の村民を対象に地域内(南相木村、北相木村、小海町)で利用可能な商品券を1人当たり20,000円を配布する。 ②商品券換金に充当(18節負担金、補助及び交付金) 10節需用費、11節役務費に充当 ③商品券20,000円×650名(R7.12.1時点)=13,000千円 商品券発行等の印刷紙30千円、事務用品15千円 切手代110円×140事業者(村外) 役務費16千円 総事業費 13,061千円 ④村民(74歳以下)、地域内事業者	R7.12	R8.3
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	令和7年度農林業振興対策事業(イチゴ・花卉農家への燃料高騰対策特別支援事業)	①物価高が続く中で、施設栽培を営んでいるイチゴ・花卉生産者に対して支援を行うことで、生産者の方々の生活を維持する。 ②イチゴ・花卉生産者への給付金に充当(18節負担金、補助及び交付金) ③イチゴ・花卉生産者(13世帯)のうちハウス栽培又は電照栽培を営む方 給付対象者 7世帯×50千円=350千円 ④給付対象者数(7世帯)	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和7年度南相木村老人デイサービスセンター運営支援事業	①原油価格・物価高騰等により影響を受けている南相木村老人デイサービスセンターの運営費に対して補助金を交付する。 ②支援金として、事業費・事務費に係る物価高騰分(R7.4月～R8.3月)の減免相当額を給付する。 ③R6年度の実績からR7年度見込み額の算出 (R6利用者単価-R5利用者単価)×R6利用者数=R6年度物価高騰影響分 (8,390円/人 - 8,029円/人)×3,097人/年=1,118,017円/年 R7年度物価高騰影響見込み分(1,118千円/年)のうち1,000千円を給付。 ④南相木村老人デイサービスセンター	R7.4	R8.3
4	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	令和7年度南相木村物価高騰対策支援金交付事業	①物価高騰により影響を受けている75歳以上の村民を対象に1人あたり20,000円の現金を配布する。 ※対象者(75歳以上の高齢者)の合理的な理由:交通弱者であることに加え、地域特性上、商品券の利用できる店舗が限定的であり、期限内に商品券を利用できない場合があることから現金を給付することが合理的であると判断したため。 ②18節負担金、補助金及び交付金に充当 ③現金20,000円×251名(R7.12.1時点)=5,020千円 ④村民(75歳以上)	R8.1	R8.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	令和7年度南相木村物価高騰対策燃料券交付事業	①物価高騰により影響を受けている村民を対象に地域内(南相木村、小海町)で利用可能な燃料券1人あたり5,000円を配布する。 ②燃料券換金に充当(18節負担金、補助及び交付金) 10節需用費に充当 ③燃料券5,000円×901名(R7.12.1時点)=4,505千円 燃料券発行等の印刷紙10千円、事務用品15千円 総事業費 4,530千円 ④村民、地域内事業者	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	令和7年度農林業振興対策(イチゴ・花卉農家への燃料高騰対策特別支援事業)追加加算	<p>①物価高が続く中で、施設栽培を営んでいるイチゴ・花卉生産者に対して追加支援を行うことで、生産者の生活を維持する。 ※事業No.6の追加加算分 ②イチゴ・花卉生産者への給付金に充当(18節負担金、補助及び交付金) ③イチゴ・花卉生産者(13世帯)のうちハウス栽培又は電照栽培を営む方 給付対象者 7世帯 × 100千円 = 700千円 ④給付対象者数(7世帯)</p>	R8.1	R8.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度南相木村物価高騰対策小学校給食費負担軽減支援事業	<p>①物価高騰により影響を受けている子育て世帯に対する経済的支援対策として、小学校の給食費負担軽減を目的に令和7年10月から令和8年3月まで(登校日約100日)の給食材料費一人当たり33,000円相当額(教職員除く)を負担する。 ②10節需用費(食糧費)に充当する。 ③登校日約100日(R7.10月～R8.3月) × 330円/食 × 53名 = 1,749千円 ④子育て世帯(小学生)</p>	R8.1	R8.3